

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年6月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500013 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500022 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (その後、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 31 年 4 月から昭和 32 年 6 月まで

私は、職業訓練校を卒業した後、A 社に昭和 31 年 4 月に入社した。しかし、厚生年金保険の資格取得日は、昭和 32 年 7 月 1 日と記録されている。

入社して数日後に行った同社の慰安旅行の写真等を提出するので、請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された A 社の C 湾への慰安旅行時に撮影したとする写真、当該写真の裏面に氏名が記載された複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録及び同僚の回答によると、勤務期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、i) A 社は、その後、B 社に名称変更し、厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、ii) 同社の当時の事業主及び全喪時の事業主は死亡していること、iii) 全喪時の事業主の妻は、「請求者の厚生年金保険料控除及び厚生年金保険の取扱いは不明。」と陳述していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情を得ることができない。

また、i) 請求者が自身とほぼ同時期に入社したとする同僚は、請求期間に A 社において厚生年金保険被保険者記録が無いこと、ii) 同社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚は、入社日から期間を空けて、同社において厚生年金保険被保険資格を取得している旨の回答していることから、請求期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得する取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500067号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500023号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年4月10日から昭和58年5月1日まで

A社に昭和56年4月10日に正社員として採用され、昭和58年4月30日まで勤務した。資料は保管していないが、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、私の年金記録にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。請求期間をたとえ年金額に反映しないとしても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の忘年会で撮影したとする写真及び同社の複数の同僚の回答から、勤務期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、i) A社の当時の事業主及び社会保険事務を担当していた当該事業主の妻は死亡していること、ii) B社は、当該事業主が同社の資料を、すべて処分したため当時のことは不明である旨の回答をしていることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料等を得ることができない。

また、複数の同僚が入社日から期間を空けて厚生年金保険の被保険者資格を取得している旨の回答をしている上、請求者が姓を挙げた複数の同僚はA社において請求期間に厚生年金保険の記録が無い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の請求期間に請求者の氏名は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。